1. 1 豪雨の概要

7月19日から26日にかけ、西日本で梅雨前線の活動が活発になった。これに伴い、21日は山口県を中心に非常に激しい雨が降り、山口県防府市(防府)では19日0時から21日24時までの3日間の雨量が332.0mmに達した。その後、24日から26日にかけ、九州北部地方を中心に大雨となった。福岡県福岡市(博多)で1時間に116.0mmを観測するなど、局地的に1時間100mmを超える猛烈な雨となり、24日0時から26日24時までの3日間の雨量は、福岡県太宰府市(太宰府)で618.0mm、福岡県飯塚市(飯塚)で568.0mm、佐賀県佐賀市(権現山)で458.5mmとなった。19日から26日までの総雨量は、大分県日田市(椿ヶ鼻)で702.0mm、福岡県太宰府市(太宰府)で636.5mmなどとなり、場所によっては、この期間の雨量が7月の月降水量平年値の2倍近くになった。

なお、防府市における平成21年7月21日の1時間降水量は図1-1-1のとおり。

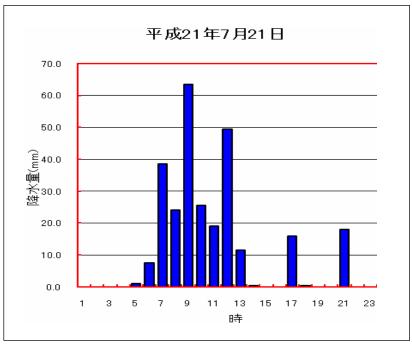


図 1-1-1 平成 21 年 7 月 21 日における防府市の 1 時間降水量

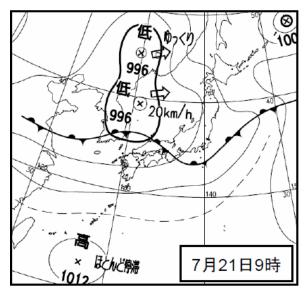


図 1-1-2 気圧配置 (7月21日9時)

(出典) 気象庁: 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨速報(平成 21 年 7 月 29 日) 山口県: 災害記録~平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害~, 平成 21 年 10 月

1. 2 被害の概要

(1) 人的被害・住家被害の状況

この大雨による全国の死者は35人で、このうち防府市で土石流や山崩れにより死者19人となっている。また、山口県・福岡県を中心に九州北部、中国、四国地方などで住家の浸水が約9,000棟となるなど各地で浸水害や土砂災害が発生した。その他、停電、断水が発生し、交通機関にも影響が出た。

山口県内における今回の災害による死者は22人、重傷者は12人、軽傷者は23人となっている。22人の死者は、市町別には下関市1人、防府市19人、岩国市1人、美祢市1人で、原因別では、老人福祉施設や住宅等における土石流・土砂崩れによるものが14人(防府市)、自宅近辺での増水水路への転落等によるものが3人(下関市、岩国市、美祢市)、特別養護老人ホームで被災した後、病院へ入院し死亡した元入居者について災害関連死と認定したものが5人(防府市)となっている。また、山口県内では全壊33棟、半壊77棟、一部損壊51棟、床上浸水696棟、床下浸水3,864棟が発生した(平成22年3月25日17時現在、消防庁調べ)。

表 1-1-1 人的被害・住家被害の状況

		人的	被害				住家被害			
都道府県名	死者	行 方 不明者	負債 重傷者	95 軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	崖崩れ
岩手県				12.04			4		6	
宮城県									4	
山形県								1	11	
福島県								1	13	
栃木県										3
群馬県								1	1	
埼玉県										1
岐阜県							1		50	
静岡県									4	14
愛知県								2	21	
京都府									10	
大阪府									8	1
兵庫県								5	60	
鳥取県									5	
島根県							2		91	193
岡山県				2	2	11	66		7	
広島県	1			4	3		17	29	271	414
山口県	22		12	23	33	77	51	696	3,864	75
愛媛県									56	36
福岡県	10		9	9	13	11	70	1,318	4,126	1,349
佐賀県	1						14	81	1,065	18
長崎県	1						5	1	35	55
熊本県					1			1	18	2
大分県							1	1	1	2
計	35	0	21	38	52	99	231	2,137	9,727	2,163

(2) 土石流・土砂崩れの状況

今回の豪雨により、山口県では特に、防府市、山口市で、局所的に大規模な土石流が発生し、住宅や老人福祉施設が直撃されるなど、土砂に埋没する被害があった。

また、土砂崩れも多数発生し、道路を支える構造物(盛土、擁壁等)や法面の崩壊など山口・防府地区を中心に甚大な被害が発生した。



写真 1-1-1 国道 262 号防府市勝坂の土石流現場



写真 1-1-2 特別養護老人ホームライフケア高砂

(出典) 総務省消防庁: 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨について(第 32 報), 平成 22 年 3 月 25 日 気象庁: 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨速報(平成 21 年 7 月 29 日)

山口県:災害記録~平成21年7月21日豪雨災害~,平成21年10月

1. 3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法適用市町村及び適用年月日

防府市(人口:117千人) 平成21年7月21日(7月21日適用決定) 山口市(人口:192千人) 平成21年7月21日(7月22日適用決定)

(2) 災害救助法適用の理由

災害救助法施行令第1条第1項第4号

7月21日の豪雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける おそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている為。

(3) 災害救助費

総額:115,736,445円(うち県負担額:57,868,223円)

救助費: 106,389,316 円 救助事務費: 9,347,129 円

(4) 災害救助の内容

■避難所の設置

<実施状況>

県市町	設置箇所	期間	員数(延人)	単価	金額	備考
防府市	27	7/21~8/19	5,605	533	2,986,112	
山口市	25	7/21~8/10	4,500	5,838	26,268,067	
山口県	1	$7/21 \sim 7/21$	77	5,883	452,957	県立衛生看護学院

<特別基準>

防府市

期間延長 7日以内→30日間(二次災害のおそれによる避難指示・勧告の継続) 基本額増額 300円以内→533円【1人1日】

(仮設入浴施設、洗濯機、非常用仮設電源装置、暑気対策クーラーボックス等の設置) 山口市

期間延長 7日以内→21日間 (二次災害のおそれ、交通途絶、ライフラインの復旧) 基本額増額 300円以内→5,838円【1人1日】

(暑気対策エアコン設置、情報提供テレビ設置、プライバシー配慮パーテーション設置、入浴施設送迎等)

■応急仮設住宅の供給

実施なし

※ 県営・市営・雇用促進住宅の臨時的入居受入(家賃減免)で対応

■炊出しその他による食品の供給

<実施状況>

市町	供給期間	員数(延人)	単価	金額	備考
防府市	7/21~8/19	6,676	1,791	11,952,568	弁当代等
山口市	7/21~8/8	4,514	956	4,311,352	給食センター

<特別基準>

防府市 期間延長 7日以内→30日間

基本額増額 1,010 円以内→1,791 円【1 人 1 日】

(避難生活長期化に伴うメニューの多様化)

山口市 期間延長 7日以内→19日間

■飲料水の供給

<実施状況>

	市町	供給期間	員数(延人)	単価	金額	備考
Ī	山口市	$7/21 \sim 7/31$	475,000		13,742,109	給水車等

<特別基準>

山口市 ①期間延長 7日以内→11日間(浄水場冠水による断水)

■被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与

<実施状況>

県市町	供給期間	員数(世帯)	単価	金額	備考
防府市	7/21~8/31	33		168,800	
山口県	$7/21 \sim 7/24$			1,631,520	基金事前購入物資

<特別基準>

防府市 ①期間延長 10日以内→42日間

■医療

<実施状況>

県	期間	員数 (延人)	単価	金額	備考
山口県	$7/21 \sim 7/21$	62		189	DMAT 使用薬剤

※DMAT3 チーム出動(輸送費は「輸送費」、人件費は「賃金職員等雇上費」に計上)

■災害にかかった者の救出

<実施状況>

県	期間	員数 (延人)	単価	金額	備考
山口県	7/21~7/22	148		1,240,902	ヘリコプター燃料等

[※]防府市の実施した救出は「死体の捜索」に計上

■災害にかかった住宅の応急修理

<実施状況>

市町	期間	員数 (延人)	単価	金額	備考
防府市	7/21~10/16	43	479,190	20,605,140	
山口市	$7/21 \sim 10/7$	9	518,444	4,665,995	

<特別基準>

防府市 期間延長 1ヵ月以内→88日間

(二次災害のおそれ、木材乾燥、大量に流入した土砂の撤去)

山口市 期間延長 1ヶ月以内→79日間

(二次災害のおそれ、住家被害認定作業の遅れ、木材乾燥、大量に流入した土砂の撤去)

※応急修理の期間が延びた一つの原因として、土石流へのおそれから被害者が住家を修理して現住地に留まるか、引っ越すか迷われて着工が遅くなるケースがあった

■学用品の供給

<実施状況>

県市町	給与期間	員数 (延人)	単価	金額	備考
防府市	7/21~8/31	20		93,487	
山口市	7/21~8/31	19		71,574	
山口県	7/21~8/31	3		18,922	私立高校

<特別基準>

防府市 期間延長 1ヵ月以内→42日間(教科書等喪失状況の把握) 山口市 期間延長 1ヵ月以内→42日間(教科書等喪失状況の把握)

基本額増額 小学生児童 4,100 円→5,600 円

中学校生徒 4,400 円→8,152 円

山口県 期間延長 1ヵ月以内→42日間(教科書等喪失状況の把握)

■死体の捜索

<実施状況>

県市町	期間	員数(体)	単価	金額	備考
防府市	$7/21 \sim 7/28$	14		1,619,100	業務委託 (重機等使用)
山口県	$7/21 \sim 7/29$	14		5,592,300	業務委託 (重機等使用)

■障害物の除去

<実施状況>

県市町	期間	員数(世帯)	単価	金額	備考
防府市	7/21~9/11	12	16,667	200,000	業務委託(重機、ダン
山口市	7/21~9/10	20	494,642	9,892,821	プカー等使用)
山口県	7/21~8/9	14	43,268	605,750	職員派遣による応援

<特別基準>

防府市 期間延長 10 日以内→53 日間

(二次災害のおそれ、交通途絶、大量に流入した土砂の撤去)

山口市 期間延長 10日以内→52日間

(二次災害のおそれ、交通途絶、住家被害認定作業の遅れ、大量に流入した 土砂)

基本額増額 137,500 円以内→494,642 円【1 世帯】

■輸送費

山口県 金額 55,900 円 (DMAT3 チーム出動輸送費)

■賃金職員等雇上費

山口県 金額 213,751 円 (DMAT3 チーム出動人件費)

■救助事務費

県市町	金額	備考
防府市	3,724,640	消耗器材費、食料費等
山口市	5,324,728	時間外勤務手当等
山口県	297,761	旅費、印刷製本費等

1. 4 被災者生活再建支援法の適用

山口県では、平成 21 年 7 月 30 日付並びに 8 月 11 日付で「平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に係る被災者生活再建支援法の適用について」を発表した。

内容については、以下のとおり。

【平成 21 年 7 月 30 日付】

7月19日から21日にかけての梅雨前線による豪雨により、土石流などの土砂災害や大雨での浸水などによる住宅被害が相次いで発生した。

このため、多数の住宅が全壊し、被災者生活再建支援法の適用基準を満たすことが判明した 防府市において、同市で発生した災害を、被災者生活再建支援法施行令第1条第2に定める自 然災害(※)と認めることとした。

※ 自然災害により 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該 自然災害

1 適用市名及び適用年月日

防府市 平成21年7月21日

2 防府市の住宅の被害状況 (平成 21 年 7 月 30 日 10 時現在)

全壊 23 世帯、半壊 26 世帯、一部破損 16 世帯、床上浸水 152 世帯、床下浸水 812 世帯 ※ 今後の調査で、数値が変動することがあります。

3 参考

今後、防府市において、住宅が全滅した世帯、大規模半壊した世帯等についてはその申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

山口市については、現在、住宅の床上浸水の世帯状況を調査中であり、その結果により、 被災者生活再建支援法の適用を検討する。

【平成 21 年 8 月 11 日付】

1 被害状況と法の適用

7月19日から21日にかけての豪雨災害により、山口市においては住宅の全壊、床上浸水等の被害が相次いで発生した。

このたび、浸水家屋等の認定調査の結果、山口市における災害が支援法施行令第1条第1号(※)に該当することから、被災者生活再建支援法を適用することとした。

※ 災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第1条第1項第1号に該当する被害(人口 10 万人以上 30 万人未満の市町村において 100 世帯以上の住宅が「滅失」する被害)が発生した市町村の区域に係る自然災害

【住宅の被害状況(平成 21 年 8 月 11 日 10 時現在)】

全壊、半壊及び床上浸水の住宅を換算すると 100 世帯以上の「滅失」となる。

(全壊 2 世帯、半壊 7 世帯、床上浸水 285 世帯、床下浸水 1599 世帯)

2 適用市名及び適用年月日

山口市 平成21年7月21日

※ 既適用市町 防府市(適用日:平成21年7月21日。決定:7月29日)

3 参考

上記の区域においては、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

1.5 激甚災害の指定

内閣府では、平成21年8月28日付で「平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定した。

被害の発生状況は、農地、農業用施設及び林道関係で査定見込額 120.4 億円であった。また、適用すべき措置の概要については、以下のとおり。

(1)農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(過去5ヶ年平均 農地85%→94%)

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第2項から第4項まで) 農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧 事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入す る。